

近畿地方整備局事業評価監視委員会（平成28年度第3回）

議事録

日時：平成28年10月5日（水） 10：00～12：00

場所：近畿地方整備局 第1別館（2階）大会議室

【委員長】 審議に入っていきたいと思います。

■大阪港北港南地区～南港地区臨港道路整備事業

【委員長】 それでは、この事業について何かご質問、ご意見等がございましたらよろしくをお願いします。

【委員】 この事業の目的は、1ページに書いてありますように交通需要の円滑な処理ということでありまして、参考資料として4ページで周辺の立地の進捗というものを紹介していただきました。比較してより事業効果を見る場合にいわゆる before and after と with and without があって、実際には with and without の後者、つまりこの事業がなかった場合というのはなかなか計測しづらいわけなのですが、そういった中でこの事業の効果が高いものを選んで資料をつくっていただいたというご説明をいただきました。どういった観点で、あるいは基準でその部分を抜き出されたのかがわかれば、教えていただきたいのですが。

【事務局】 臨海部で特に大型車につきましては、平成21年に予測をしたときと現状の平成27年の実績、この1万9,000台余りと1万7,000のうち、大型車と小型車、普通車の内訳は把握しているのですが、それを見ますと大型車の方は比較的予想どおり増えていまして、小型車の方がちょっと伸びがまだ少ないといった状況です。そういったところからも物流に関する車の交通量が非常に多いのではないかと考えていまして、そういう意味で、たくさん立地している物流企業にとって非常に役に立っていると考えております。

【委員】 ありがとうございます。

【委員長】 委員はおそらく難しいことをわかってご質問されているのだろうと思うのですが、この道路1本だけで全部変わったわけではないのはわかった上で、でも、便利になった一翼を担っているのはこの道路なので、物流圏の変化についての表をつくられたという解釈だと思います。それをわかった上で、さらにもっとそのあたりをいろいろ調べられたらいかがですかというご提案だと思いますので、ここの道路ネットワーク、こ

の区間だけじゃなくて全体としてのネットワークがどう使われているかということも調べられて、全体が発展する意味で道路がどう役に立っているのかも調べられたらもっといろいろな議論ができるかなと思います。事業再評価とちょっと違う議論になっていくと思いますが。

【委員】 自分の興味で申しわけないですが、道路の機能って一体何でしょう。一般論としてですが。当然車を通すことでしょう。そして、その先には、地域の発展とかが、きっとあるのだと思います。そのあたりをきちんとお答えになったらきっときれいな答えが出てくるのかなと思います。今お答えになる必要はありませんけれども、私もちょっと考えたいなと思います。以上です。

【委員長】 また、次回以降の議論に生かしていただければと思います。よろしく願います。

ほか、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、この大阪港の臨港道路整備事業の審議結果ですけれども、審議の結果、この完了後の事後評価は委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおりでよいと判断したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

■由良川直轄河川改修事業

【委員長】 それでは、由良川直轄河川改修事業ですが、何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員】 由良川については度重なるように災害が起きていて、緊急的なところもやられているというのはよく承知しております。

それで、2点ありまして、1点は、先ほどの、どれがよろしいでしょうか、5ページないし6ページあたりがいいと思いますけども、いろんな洪水のパターンというのがそれぞれ変わってくると思います。それで、最近起こった、比較的下流部に起こったような洪水のパターンもあれば、上流に集中的に雨が降るようなパターンも、いろんなパターンが起り得るということだと思いますので、中下流部で起こったところを緊急的にやられるということでやむを得ないところがあると思うのですが、このパターンがそればかりという

ことでは多分ないと思いますので、本質的にやはり大規模な災害を防ぐためにやらないといけないうところが逆に少し後ろ倒しになっていないでしょうかという点ですね。そこは当然並行してやられているとは思いますが、緊急的に起こったところを逆に前倒しをするために、本質的にやらないといけないうところが後ろ倒しになっていないだろうかというところを確認したいというのが1点と、それから、あわせて、これは上流に京都府が管理されている大野ダムというのがありますが、最近ダムの徹底活用というのが全国的に言われているとは思いますが、そういうような上流の水をやはりきっちり抑えていくというのにも同時に必要ではないかと思いますが、管理が直轄と府ということで多分違うと思いますが、将来的にどういう連携をされようかとされているか、そのあたりを教えてくださいませんか。

【事務局】 まず1点目の、いろんなパターンの洪水があつて、とりあえず被害を受けたものだけじゃなく、それ以外のパターンのものにも適切に対応していくべきじゃないかというお話についてでございますが、ご指摘のとおりであると思います。ただ、一方で、被災された住民の方からするとどうしても被災したところを急いでくれという感情があるので、傾向としては被災したところを優先的にやっているという傾向があるのは間違いないと思っております。

ただ、目標としては、整備方針としては、いろいろな降雨パターンを試して、いろんな降雨パターンで試した上で安全になるようなメニューをやっていくことになっておりますので、最終的にはいろんなパターンの洪水に耐えられるように間違いなく整備をしていくと、目標以内であれば安全に流せるように整備していくということでございます。

ただ、委員が言われたように、今この時点においてもいろんなパターンに耐えられるように意識していかなければならないということですので、その辺は十分留意して、目先のことだけにとらわれないように整備を進めていきたいと思っております。

続きまして、大野ダムとかそういったものの活用についてどう考えているかということでございますが、正直申し上げて、具体的に大野ダムの活用についてこうやっていこうとかそういうことの方針が決まっているわけではございませんが、ただ、近年の傾向として、ダムを有効活用していかなければならないというのは全国的にも実際事業化されておりますので、大野ダムは県のダムでございますけど、県だからということではなくて、我々も河川全体の中を考えていく場合、特に超過洪水とかそういった対応もありますので、そういった中では府とも連携して長期的にはその辺もしっかり考えていきたいと思っております。

す。以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。大野ダムは直轄でつくられて県に管理を移管されているという歴史的な経緯もありますので、ぜひ貴重な資源として、資産として有効活用できる方策を引き続き検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】 はい。

【委員長】 よろしいでしょうか。

ほか、いかがですか。

【委員】 今のお話に関連して、「本質的な」というのは一体何なのかということですが、もちろん直接被害を受けているところは当然要望が強い。しかし、本来被害を受けるはずのない、標高の比較的高いところまで行くのはまずいですよね。そういう考え方はなかなかおっしゃりにくいとは思いますが、そのあたりに本質があるのかなという気がするのです。今のようなこのパターンがいろいろあって読みにくいときに、1つとり上げるとしたら、本来はつかるはずがない、そこがつかるとするのは非常に危険ですよ。備えがないからだ、と思います。

【事務局】 おっしゃるとおり、過去の災害の経験から離れれば離れるほどその地区の方の危機意識というのは薄らいでいきますので、そこは非常に我々としても問題意識を持っているところで、住民の方にも川はあふれることがあるものだということを十分意識してもらって、我々自身もそういうパターンを考えながらやっていかなきゃいけないと思っております。そのところは鬼怒川の豪雨以来、国、県、市で減災協議会というものを全国的に立ち上げて、住民の意識と、そして我々行政の意識、堤防を越水した場合、決壊した場合、なんかも意識してやっていこうと思っておりますので、委員ご指摘の意識をしっかり持ってやっていきたいと思っております。

【事務局】 すいません、少し補足させていただきたいと思っております。

由良川など、こういう災害が起こったところは今回のように緊急対策ということでやっておりますが、これは何か今までやってきた法定の河川整備計画と違ったことを目指しているのではなくて、その中でメニューを前倒しして5年間の方でやるというような形です。ですから、我々がこの河川整備計画があるときに一番気を付けなくちゃいけないのは、あらゆる洪水のパターン、さらには超過洪水に対しても、被害が、バランスが上下流の中で崩れないようにキープしてやっているということです。

ですから、簡単に言えば前倒しして集中的にこの5年間で投資して、再度災害の防止

のレベルまでは緊急に上げるということですので、今ご指摘いただいた心配はないような形で計画の中に盛り込んでいる。それが被災地区のところに大きく重点配分されているということはありますけども、そこだけではなく、そこをやることでかえってリスクがほかに転嫁されることがないようなところの対策も含めてやってきております。

【委員長】 ほか、ございますか。

それでは、由良川直轄河川改修事業の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続とすることが妥当と判断したいと思っております。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

■和歌山下津港本港地区国際物流ターミナル整備事業

【委員長】 それでは、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】 ご説明ありがとうございました。全体の費用効果に占める海難の削減便益というのは随分比率としては高くなっているのですが、5ページの資料の右下に海難削減便益が年間おおむね127億円と記されています。現行では年平均どれぐらい海難に伴う損失が出ているのでしょうか。多分、この削減便益よりは大きいですよ。

【事務局】 実際のところ、しっかりと把握はしてございません。今の時点でも、ここで示しておりますのは防波堤が全部完成すれば、港内にさらに6隻分の避泊が可能となるということですが、整備の段階途中でも防波堤が延びることによって1隻ずつ避泊できる海域が確保できてきておりますので、その効果はあるかと思っております。実際に現在でも避泊している船舶等については、いろんな関係機関からも情報をいただいております。ただ、数だけはしっかりと押さえてはいたのですが、そういうことで少しずつそういう効果が出てきていることもあるのかなとは思っています。

【委員】 ありがとうございます。

6ページの上のところにも費用対効果の分析マニュアルによって算定されたと書かれていますので、それはそれで結構だと思いますが、想定される削減便益というのが現行の損失に対してどれぐらいの比率になっているのかということもあわせて示していただくと非常にわかりやすい資料になると思います。あるいは国民に対しても理解をいただきやすい資料になるのではないかなと思われまので、今後ご検討いただければと思います。あ

りがとうございました。

【事務局】 わかりました。

【委員長】 次回以降、またよろしく申し上げます。ひょっとするとマニュアルそのものに対する議論に発展しかねませんが、とりあえずは資料の方をよろしく申し上げます。

ほか、いかがでしょうか。

【委員】 今のお話でちょっと教えてください。その6ページの海難削減便益というのは、ここの港を直接使うことを想定して目指してやってきた船だけを想定しているのか、あるいは、例えば神戸港だったり違うところを元々使っているのだけれども、いわゆる緊急避難的にここを使わないといけないというところまで入れているのか、そこはどのようなのでしょうか。

【事務局】 緊急避難的にここに入るということで考えています。紀淡海峡を航行する船舶ですけれども、日に貨物船、タンカー等150隻以上が航行しておりまして、そういう船舶が対象で、南海フェリー等でも年間10回ぐらい欠航になるような荒天の日があるということです。それらの船の被害ですね、壊れるだとか、また壊れることによって事業ができなくなる事業の損失だとか、それから人的な被害等を足し合わせて、ここは計算するようしております。

【委員】 だとすると、この港がいわゆる地元といいますか、和歌山という産業にとってどうかということだけではなくて、この港が立地するもう少し広域なエリアの中での位置的な特性というところをもう少しわかりやすく、広域的にここに位置するところが海難便益としては極めて有効であるということを示されたらいいのではないかなという気がします。

【事務局】 はい。

【委員長】 よろしく申し上げます。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、この国際物流ターミナル整備事業の審議結果ですけれども、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続とすることが妥当と判断されたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【正司委員長】 ありがとうございます。

■一般国道161号湖北バイパス

【委員長】 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特にこれについてはございませんか。

それでは、ご意見等がないようですので、一般国道161号湖北バイパスの審議結果について、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続とすることが妥当と判断されたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

■一般国道8号米原バイパス

【委員長】 ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

【委員】 2ページに再評価の視点というのがありました。その一番下の「コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」というところで、新技術、新工法の採用など引き続き検討というご説明でしたが、何か具体的に念頭に置いておられる新技術とか新工法はありますか。

【事務局】 橋梁の後ろには土を盛ってくるというのが従来の工法でした。後ろに土の代わりにFCB、発泡モルタルという空洞のあるモルタルを入れて、少し裏止めの土圧を少なくして、こちらの橋台のコストを削減するというような工夫で、これで大体5,600万円ぐらいのコスト削減が見込めます。こういったものを使いながらコスト削減を引き続きやってきたいと思っております。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 1点お伺いしたいのですが、前回の再評価のところでも、ここの残りの部分については文化財の調査を行いますと書かれているんですけども、今回においても平成28年度の事業内容について文化財調査を実施しているということが書かれています。実際、25年の話の再評価のところからずっと文化財調査をやっていると考えてよろしいのでしょうか。その確認です。

【事務局】 ここは旧佐和山町という石田三成の居城でございまして、ルートは市街地と佐和山城跡の間に行くルートになっております。このルート上につきましてはずっと文

化財調査を県と調整しながら進めておりました、我々の文化財調査で結構、昔の集落跡、堀の跡というのも出てきておりますけれども、石田三成が敗れた後、かなり潰されて彦根城に持っていた。田んぼの部分につきましては、江戸時代に入って田んぼとなっているのでかなり掘られている跡があったり、旧の堀の跡がこの辺で出てきたりというような状況です。これはかなり前からずっと文化財調査をやっているのです、こういったように道路整備をきっかけとしていろんなことがわかってくるということもありますので、引き続き文化財調査、資料整理についてはしっかり県の文化財部局と調整しながらやってきたいと考えております。

【委員】 ありがとうございます。結構です。

【委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、一般国道8号米原バイパスの審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断されたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

■一般国道27号西舞鶴道路

【委員長】 何かご意見、ご質問等がございましたら。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、一般国道27号西舞鶴道路の審議結果についてですけど、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断されたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

■一般国道42号すさみ串本道路

【委員長】 それでは、いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、一般国道42号すさみ串本道路の審議結果についてですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断されたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

■九頭竜川水系直轄砂防事業

【委員長】 何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

【委員】 事前説明のときにこのことに気が付かなかったのですが、きょうの説明では、2ページの事業全体の目的の①、②は説明されていますけど、③に関しては説明がないのですが、③は一般論として考えておられるということでしょうか。

【事務局】 そうですね。この③のところ、奥越高原県立自然公園というのは、1ページを開いていただくとかなり広範な範囲の、この範囲の上の方、勝山市も含めての範囲全体となっておりますので、特定の施設というよりはこの区域全体の中を守っていききたいということでございます。

【委員】 そこには、土砂を止めた方が自然環境にはいいのだという一般論か原則論があると思えない。その辺の具体的な話がないですから。そういうことですね。

【事務局】 土砂の流動というのも重要という側面もありますが、そちらの方が自然という考え方もありますが、ただ、自然環境を保全する、景観等も含めてですね、保全すべきものもあるというふうには考えているのですが、すいません、具体的にどこの自然環境を守っていくというのは勉強不足なので、またご説明させていただきます。

【委員】 それで、砂防に関してこういう目的を設定されているのは普通ですか？ここでは、あまり砂防の話はここへ出てこないの。

【事務局】 すいません、私もちょっと勉強不足ですが、具体的にここでほかにこういうのが目標とされているというのは見たことはないのですが、③に書いてある「山間のレクリエーション空間を確保する」という、これは具体的には中島公園というのがありますが、そちらのような、そういう施設を守るというのは一般的にあるのはあります。

【委員】 レクリエーション空間だったらわかりやすいですが、前者は内容がわかりにくいですよ。むろん質問であって、別に追求するつもりじゃないです。

【事務局】 はい。ちょっと説明不足の部分は追って勉強して説明させていただきます。失礼しました。

【委員】 この事業については現地の方でも私、いろいろ議論させていただいていますので、コメントというふうに聞いていただければ結構だと思いますが、今回、笹生川ダム

の堆砂を抑制するというのが非常に明確な目標として出てきているというのは結構だと思います。

それで、課題としては、その堆砂をどう対策するかというのは、上流でこういう砂防ダムで止めるという方法は当然あると。それ以外に、ダムに入ってきたものをダムとして処理するというのもありますし、それから、多分、今、委員がおっしゃったのは止めるだけが対策ではないだろうということで、それをもう少し広域的に、総合土砂管理という概念もありますので、例えばこの絵でいうと真名川ダムの、真名川ダムに入れてしまうと今度は真名川ダム堆砂になるだけですから、真名川ダムの下流の九頭竜川の川として捉えたときに、その土砂をどう管理していくのかという広域的な視点で位置付けるということも当然あってしかるべきではないかと。それが自然環境の保全という観点で見込まれているのかどうかという、多分そういう質問だったと思います。ですから、公園を守るというだけではなくて、やはり自然環境という中でこういう砂防事業がどう貢献していくのかということをもう少し長期的、多角的に捉えてこの事業をぜひ進めていただけないでしょうかと、そういうご指摘だと思いますので。コメントですけど、もし何かありましたらお願いします。

【事務局】 コメントありがとうございます。おっしゃられるとおり総合土砂管理というのは河川の管理の中で非常に大きな問題になっておりまして、砂防事業でどうだという話だけじゃなくて、ダムの管理の中で非常に大きな問題になっておりますので、この砂防事業の枠組みで考えるということじゃなくて河川全体として考えていかなきゃいけない問題だと思っておりますので、そこのところはしっかり今後検討させていただきたいと思えます。今のところ笹生川ダムで具体的にこういう計画がありますというのはお示しできませんが、しっかり検討していきたいと思っています。

【事務局】 補足の説明になります。

3 ページの図とかを見ていただいたらおわかりのように、実は笹生川ダムと真名川ダムというのは流路の中で上流側と下流側となっております。笹生川の方は今貯まっているという状況で、直接的に治水の操作をするのは真名川ダムだということになっています。

今委員からご指摘いただいたように、河川全体での流域の河川環境の維持ということにおいてはこの両者の安定的なバランスを考えていかないといけないという一方で、例えば笹生川ダムだけの排砂をすると、今度は真名川ダムの操作が厳しくなっていくというような問題もあって、どこにどういうふうにこの土砂を展開していくのかというのが1つの課

題だと思っております。

まずは笹生川ダムの上流部に、多分貯水池に入ってくる流入土砂を抑えるということを当面の目標として今回の事業に入れさせていただいております、並行してこの笹生川ダムの堆砂、まだ計画堆砂量以内で進んでいるところですが、中長期的にはこれを超えていく可能性があるので、それを含めて全体の河川環境の中でどう土砂管理をしていくかという視点で取り組んでまいりたいと考えています。

【委員】 その観点で、結構だと思うのですが、笹生川ダムの上流の土砂を止めたときに、それは砂防ダムとして未来永劫貯め続けるのかということがあって、いわゆる管理型という概念もあって、定期的にそれを全部じゃないですけど掘削をするということも当然あって、それを山に戻すのではなくて、せつかくそういう行為をするのであれば真名川ダムの下流まで、これは誰が運ぶのかという問題がありますが、そういうことをやることで上流の土砂の過剰なものを逆に下流に供給するというそのサイクルが生まれるのではないかと、そういうことも少し現場では問題意識を持っていただければありがたいなと、そういう趣旨でございます。

【委員】 委員に補足していただいて、非常に具体的な話をしていただいたのですが、もう1つ私が申し上げたいのは、あまりこれを書いてしまうと、きょうの話には何も出てこないのちょっと目立っちゃう。だから、緊急のこととしてこれをやらないといけないというのはよくわかりますが、③番を書くことによって、「これは一体なんなの？」という疑問が生まれてしまうという、そういう指摘だというふうに捉えていただければと思います。

【事務局】 今後は表現の仕方をよく工夫していきたいと思っております。すいません。ありがとうございます。

【委員長】 よろしいでしょうか。いろいろコメントありがとうございました。

では、事業評価の再評価の方に戻らせていただきますが、審議結果そのものについては、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断されたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございました。

■大阪港南港東地区国際物流ターミナル整備事業

【委員長】 ご意見、ご質問等はございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、大阪港南港東地区国際物流ターミナル整備事業の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断されるといたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

本日の審議、報告事項については以上で終わりました。ご協力ありがとうございました。

一旦、事務局へマイクをお返しします。

【事務局】 ありがとうございます。

長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

それでは、ここで議事録を作成いたしますので、しばらくお時間を頂戴いたしたいと思っております。

それでは、議事録速報版でございますけれども作成を終えました。

委員長、改めて議事進行をお願いしたいと思います。

【委員長】 それでは、議事録速報版の確認及び修正に移りたいと思います。お手元に配付された速報版ですけど、ご確認、質問等がありましたら。

【委員】 言葉の使い分けについてちょっと教えていただきたいのですが、5の審議結果のところ、事後評価のところ、最後の行にアンダーラインを引いていただいていますけど、対応方針（案）となっていますね。それから、再評価のところは同じく最後の行に対応方針（原案）となっていて、これはほかの案件についても全部そうですが、これはどのように使い分けておられるのか、すいません、教えていただけますか。

【事務局】 実施要領の方で事後評価は案というふうに決まっているようでございます。

【委員】 了解しました。

【委員長】 勉強になりました。細かいところまで決まっているのですね。

よろしいでしょうか。

【委員】 言葉だけの問題ですけれども、今の事後評価のところですけど、「事後評価はおおむね適切に進められており」。この「進められており」の主語は事後評価というこ

とになるのですか。事後評価が進む。終わっておるといふ趣旨になりますかね。

それと、もう1つ、再評価のところもそうですけども、「再評価はおおむね適切に進められており」。これは評価が進められておるといふことなのか、事業が進められておるといふことなのか、あるいは再評価が適切に行われているから継続でいいと、こうなるのか、そのあたりをちょっと。以前もそうだったと思いますが、今気付いたので。

【事務局】 文脈から言えばご指摘のとおりでございますので、事後評価なり再評価は「進められており」じゃなくて「適切に行われ」ということになろうかと思えます。「事後評価はおおむね適切に行われ、対応方針（案）のとおりでよい」ということで少し訂正させていただいた方がいいのかなと思えます。

【事務局】 一部長として提案するのは誠に申しわけございませんけども、例えば湖北バイパスでいくと、「161号湖北バイパス事業は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており」、その後ろに「審議の結果、対応方針のとおり事業を継続することが妥当と判断される」みたいな方が日本語としては正しいのではないかというふうに。

【事務局】 私も一度、事業評価をやっていた立場で言いますと、事業評価というものは整備局自身が行って、それを委員に監視していただくという形なので、事後評価だろうが再評価がちゃんと進められている、我々の整備局の中において行われていること、進められていることを見ていると。それに基づいてこの対応方針が妥当であるとかいうふうなのが委員のご判断ということなので、私はこの表現が適切であると思っております。事業の判断をしてもらうのではないです。事業評価が進められているということについて監視をしていただく。

【委員長】 規程等を確認しないといけないと思えますので、座長の責任で、今事務局のおっしゃられた形だったら、すなわち再評価を整備局さんがされている作業を我々がウォッチングしているという理解であればこうだと思いますので、それらの点を少し確認して、ここは引き取らせていただく形でよろしいでしょうか。最後のところ、座長責任になっていますけれども、趣旨が変わるわけではなく、ここの表現が誤解のないようにしたいと思っておりますので、次回ご報告できるようにしたいと思います。

※末尾「補足」参照

ほか、事務局、委員の皆さん、何かございますか。

【事務局】 私からはございませんので。どうもありがとうございました。

【委員長】 それでは、これで終わりたいと思います。

【事務局】 どうもありがとうございました。

■補足

議事録（速報版）の記載内容について、以下の通り変更いたしました。

事後評価の審議結果につきましては、評価は完了しておりますので、「おおむね適切に進められており、」を「おおむね適切であり、」と訂正いたしました。

再評価の審議結果につきましては、法律に基づく手続きとして再評価を進めていることを「おおむね適切に進められており、」と表現しており、間違いではありませんが、事業が進められていると勘違いすることが考えられますので、「おおむね適切であり、」と訂正いたしました。

【議事録終わり】